

社会福祉法人吉見町社会福祉協議会 被害者見舞金支給要領

〔昭和62年4月16日〕
要領第3号

(趣旨)

第1条 この要領は、社会福祉法人吉見町社会福祉協議会（以下「法人」という。）が災害救助法の適用に至らない程度の災害による被災者に対して見舞金を支給することを目的として、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、被災者とは暴風雨、洪水、地震その他の異常な自然現象又は、火事、爆発等により住家が全壊、全焼、流出あるいは半壊、半焼する等の被害を受けた者をいう。

(基準額)

第3条 見舞金の基準額は、1世帯10,000円とする。

(委任)

第4条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、昭和62年7月3日（社会福祉法人設立の日）から施行する。